

# 定 款

一般社団法人日本ブルーベリー協会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ブルーベリー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国においてブルーベリーインダストリーを確立し、国民の健康維持増進と食文化の形成に寄与する為、ブルーベリーの栽培、育種、生産、加工利用、流通、販売、果実の機能性及び医療・医薬品等に関する研究開発を行うとともに、知識及び技術の普及、啓発を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①ブルーベリーに関する知識及び技術の普及に関すること。
- ②ブルーベリーの栽培、育種、生産、加工、流通利用分野の調査研究に関すること。
- ③ブルーベリーの果実の機能性食品及び医療、医薬品としての調査研究に関すること。
- ④ブルーベリーの流通、販売に関する調査研究及びマーケティングの企画開発に関すること。
- ⑤ブルーベリーに関する講演会、講習会、展示会並びに研究会等の催しに関すること。
- ⑥ブルーベリーの生産及び需要、調査研究の情報提供に関すること。
- ⑦関係行政機関及び民間機関、世界の先進国の関係機関との連携及び交流に関すること。
- ⑧ブルーベリー栽培技術資格認定制度に関すること。
- ⑨その他当法人の目的達成に必要な事業。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体、機関及び個人。
- (3) 講読会員 本会の目的に賛同し、本会発行の機関誌の定期購読を望む農業団体及び農業関連機関並びに所属している個人。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払うものとする。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 退社したとき。
- 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会又は除名された場合は、既納の会費その他抛出金品等は返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後2カ月以内に開催し、臨時社員総会は会長が必要と認めた時又は社員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的である事項を示し、請求があった時開催する。

(開催地)

第14条 当法人の社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、少なくとも30日前までに社員に対して発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、出席した社員の中から選任する。議長は社員として議決に加わる事ができない。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会は最高議決機関であり、その決議は総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 総代会

(総代会)

第20条 当法人は社員総会に代わるべき総代会を設けることができる。

- 2 総代は、正会員でなければならず、総代の定数は90名以内とする。
- 3 総代会は本人出席及び委任状出席の過半数をもって成立するものとする。
- 4 総代の任期は3年とし、再任を妨げない。

(定数)

第21条 総代の定数を社員数に応じ、全国6ブロックの代表する理事に配分する。

- 2 総代のブロック及びブロック毎の定数は別表の通りとする。

(選出)

第22条 各ブロックを代表する理事は、社員から推薦によって総代を選出するものとする。

(議決権)

第23条 総代は各々1個の議決権を有する。

- 2 総代会には社員総会に関する規定を準用する。

別表

ブロック	総代定数
北海道・東北	15
関東	44
北陸・中部	13
近畿	4
中国・四国	8
九州・沖縄	6

## 第5章 役員

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。役員数は会長1名、副会長5名以内、理事3名以上45名以内、監事2名以内とする。

- 3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は理事の中から選任し、会長を補佐し会長に事故がある時又は会長不在の事態になった時には予め指定された順席に従いその職務を代理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、必要に応じ、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事には、社員総会の決議によって報酬又は手当等を支給することができる。

(相談役、名誉会長、顧問)

第30条 当法人に相談役、名誉会長、顧問を置くことができる。

- 2 相談役、名誉会長及び顧問は、理事会において推薦した者をもって充てる。
- 3 相談役、名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応ずるほか、随時会議に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第31条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、必要に応じて代行を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局長代行は理事会で選出する。

4 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(専門部会及び事業部会)

第32条 当法人に第4条の事業を行うため専門部会及び事業部会を置くことができる。

2 専門部会及び事業部会の構成員は会長が委嘱する。

3 専門部会及び事業部会の設置、運営に関し、必要な事項は別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 業務執行の決定
- 理事の職務の執行の監督
- 代表理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第40条 当法人は社員総会の議決により基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- 事業報告
- 事業報告の附属明細書
- 貸借対照表
- 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団

体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- 設立時理事 石川駿二 岩田康子 江澤貞雄 横本正樹 松本正勝
- 設立時代表理事 石川駿二
- 設立時監事 石塚秀信 吉野康雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住所 東京都国分寺市北町3丁目26番地47

氏名 石川駿二

設立時社員

住所 千葉県木更津市真里谷3832番地

氏名 江澤貞雄

設立時社員

住所 千葉県四街道市大日484番地54

氏名 碓井修蔵

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ブルーベリー協会設立のため、本定款を作成し、これに署名・押印する。

平成27年2月23日

住所 東京都国分寺市北町3丁目26番地47

氏名 石川駿二

住所 千葉県木更津市真里谷3832番地

氏名 江澤貞雄

住所 千葉県四街道市大日484番地54

氏名 碓井修蔵